

社会保障研究会と社会保障の思想

沼田 稻次郎

(都立大学教授)

昨年夏、春闘共闘と社保協とが共催して、社会保障学校と称するものを信州山之内市で開催しました。この学校は総評の市川誠さんが校長になっています。今後、定着し発展することを期して、発足したわけです。そのとき講師団のなかから本研究会結成の動きが生じたいきさつは松尾教授の報告で御理解いただいたことと存じます。

(一) 社会保障と労働法

じつは昨年労働法学会も「社会保障と労働法」というテーマで、シンポジウムを持ったわけですね。このようなテーマがとり上げられた背景はいうまでもなく、労働組合運動の発展ということでありましょう。わけても労災補償の闘争というのが、数年来春闘で一定の成果を上げてきている。この闘争は、労働協約問題でもあり、また、協約による権利の獲得が積み重なっていけば、立法を促すことにもなります。また、労災をめぐる法廷

闘争も、かなり発展してきているのであります。そうした労働災害補償のたたかいの発展は労災保険の領域に対する労働法学者の関心をひき、やがて社会保障に関心を持たせるように誘導していく要因になったのであります。

そのうえ、さらに生活闘争というのが七〇年代に展開されてきます。税金とかインフレとかいう問題、これはもちろん労働者の賃上げ闘争と不可分で、いうなれば賃金闘争の裏側にベッタリくっついていっている闘争でなければなりません。公害闘争は市民運動が突き上げてくるから、組合としてもなおさらやらざるをえなくなっている。それから社会保障闘争で医療、老齢、さらに定年制の問題などが関連してくるので、どうしても労働運動としてとりあげざるをえないのであります。もとより、現実の運動のなかで生活闘争は労使関係の場にはねかえる性質を持っている。たとえば公害闘争ですが、公害発生源における労働者は、公害を生ずるようなきかない労働を拒否せよという闘い

をやれば、早くも職場と仕事の問題がおこるわけです。また税金、インフレ、医療保険などのために社会運動に乗り出して、デモンストレーションに出かけていけば、デモンストレーション・ストライキの問題をおこすことにもなります。定年延長の闘い、あるいは退職金の闘争、企業年金の闘いというのも、これまた労働組合の運動、労使関係の場における運動と不可分であり、権利闘争にかかわってきます。

だから、生活闘争が春闘で強調されてきますと、これまた労働法学に対して、大きな刺激を与えるという事情があるわけです。労働法学者も、学際的な研究を展開する場合に、どうしても社会保障とのつながりを自覚しないわけにはいきません。

従来からも徐々に、労働法学者の社会保障への関心は生まれていたのであります。私自身も一〇年ほど前から、社会保障法と労働法とのかかわりということに関心を持つべきことを強調してまい

ったわけですが、だが、労働基本権の主体が、社会保障の権利の主体としての自覚を伴って鋭い闘いを全面的に展開する情勢ではなかったように思います。ところが、いまや、労働者生活がそれ自体トータルに闘われるとともに、勤労諸階層の生活と不可分のものとして闘われ、そこから、春闘が賃上げの範囲をこえて生活闘争にまで発展してきている。機は熟しているといえます。労働法学会もついに社会保障法にまで近づいてきたわけです。

何分労働法学会は法律家の集まりなので、社会保障法と労働法との関係という法体系論・法性格論の問題がまず提起されてきていたように思います。つまり学問領域の問題として、労働法と社会保障法の原理、性格はどう違うのか、そしてどうからまるのかということが、問題になっておりました。

もうひとつは、法における人間（Der Mensch im Recht）の問題。労働法においてとらえられる人間像（Menschenbild）というものと社会保障法における人間像との性格のちがい、すなわち生きた社会的人間をどのようなものとしてとらえるかを法の理念との関連で考察するのであります。もともと労災補償について、保険とのからみが当然出てくるわけで、労基法上の労災補償責任の問題と保険技術を通して社会保障の一環となる労災保険、いわば労働法と社会保障法のすそ野の重なりです。しかし、そういうところでいったいどういう人間像の違いが出てくるのか。それが法理上、どういう影響を与えるかということが、問題となっていたのでありますが、必ずしも問いつめてはいなかった。

労働法という学問領域は、ご存知のように労使関係法が中心になっているわけでありますから、どちらかというと法律上の問題は具体的な闘争の場において出てくる。ひとつは政治弾圧との闘い、治安立法がありますが、これとの闘いが非常に鋭角的に出てくる。だが、弾圧に対する理論的批判は比較的わかりいいのです。民主主義にせよ憲法論・人権論にせよ、法律論をひっさげてゆける。ご承知のとおり、全通中郵事件とか都教組事件とかに関係する法理論が近來注目を浴びています。スト禁止立法との対決を含んでこういう闘争をすすめていくなかで権利闘争というものが鋭く出てきます。かかる運動には労働法学者もその集団も、また労働法学会すら一定の役割を果たしてきたと思います。

さらに労使関係の中で出てくる民事法上の問題がある。こうした問題についても労働法学者は労働者の権利をささえる方向の法理を展開してきたといえましょう。要するに労働法の理論の労働運動への影響というものは、非常に大きいわけです。端的にいえば、総評の発足以来、総評法対部と進歩的な労働法学者とはかなり深い関係にある。労働法学会も、またそういう戦線的トレード・ユニオンズが提起する諸問題を通じながら、理論を深めてくる。そういう関係があったのであります。また、労働法の領域には、弁護団と称する法曹の職業集団が、直接に大きな役割を果たすようになっていきます。一般には、弁護団が、法理論というものを、具体的な闘争の場に媒介していく、そういう関係があるわけです。

ところがこういう法理論あるいは法律家的もの

の考え方をもって労働組合の権利闘争にかかわっている労働法の領域は、権力が単純に弾圧をやり、あるいは経営者がきわめて露骨な形で組合の団結に攻撃をかけているようなときは、労働法学も、具体的な問題をとりあげていって、そのなかで労働法理論を深めていくことができるし、また生き生きしてやっていると感ずるわけです。しかし、近來のように非常に情勢が変動するなかでは、弾圧によるだけではなくもっと多様な形で収奪現象が出てまいります。このなかで労働者の利益を守るといふことになる、国家法たる労働法の解釈だけではなく、あるいは労働協約、就業規則、こういう社会的自主法といわれる諸領域における法現象が生活利益と複雑にからんできて、権利闘争が重要な意味を持つてくるわけです。

そして、権利闘争を指導していくのは法律自体ではなくて、むしろポリシーであります。階級構造のなかでの労働者の利益というものを全体として把握することなしには適切なポリシーによる闘争を具体的に展開できない。労働者の要求というのは、ますます多様化しています。戦争直後から三〇年代の後半に至るまでは、だいたい賃上げについて、合理化との対決から生ずるいろいろな要求がさし違いでやられていた。ところが、もう七〇年代にはいってきまして、そうはいかなくなってくる。労災、時短、配転など多くの問題は、協約なり経営協議会、ないし労使協議会のなかで、具体的な合意として不断に蓄積されてこなければそれらの要求が労働者の権利とならない。さらに、労働者の疎外感の問題や新しい窮乏化問題を、労働生活全体のなかで解決せざるをえなくな

り、生活闘争の理論をふまざるを得なくなるのであります。そうなると労働法理論にこもっているわけにはいきません。労働法そのものが勤労諸階層の生活利益に関する諸法を不可分にとらえられねばならないし、また法自体が全体的な社会構造から孤立的にとらえられてはならない。たんに労使関係の場だけをとらえ、ことに日本のような企業別労使関係に視点を置いた労働法の解釈に終始していることだけが労働法学の課題であるはずがない。だから、学問的良心をもって考えていく限りは、必然的に社会保障の理論や問題意識に、労働法学自身が接近していかざるを得なかったといえましょう。

それからまた社会保障の領域における理論的・実践的課題性から考えても法わけても労働法や権利闘争の理論に接近せざるを得ない。社会保障はもちろん立法政策を含んでいます。なるほど社会政策・社会保障の学問領域では、社会的矛盾の科学的分析をふまえて政策論を展開するのであります。しかし同時にそれは社会保障の制度論を媒介にせざるを得ない。制度論は今日の国家のなかにおいてはまだ法的制度が中心となり、そのほか協約制度とかさまざまな社会的な諸制度のなかで、社会保障が実現されていくわけです。その限りにおいては、法的現象がからまる。労働組合運動が直接間接にかかわりをもつというだけでなく、勤労諸階層の法意識と労働法的理念とが生存権の性格を共通にするところからも、労働法理から無縁ではありえない。たとえば雇員訴訟のような社会保障法をめぐる訴訟がおこってくる。それから公害訴訟・労災訴訟など新しい法的原理を要

請する訴訟が出てくるのであります。つまり、今日は権利意識が市民のなかになんか芽ばえてきているわけで、生存権の主体が、その利益＝権利を法廷で争う活動も、また立法要求の運動も高まる。あるいはまた条令制定の闘い、七〇歳以上の老人に都営バス、地下鉄のバスを出させる等、このような運動が同時に革新自治のための闘いともからんで出てくるわけです。そうなってくると、社会保障を勤労諸階層のために実現しようとする良心的に追求していく限りは週休二日制有給休暇延長、さらに労災、定年制などの多くの協約、立法問題、さらに、これらをめぐる組合活動の諸権利への理論的な関心を深めざるを得ないはずであります。

そうしたことがあって、学問的にもこのままそれぞれの孤立した道をいつていたのではだめなので、インターディシプリナリな研究を必要とするだろう。どうしても、そういう研究が、社会保障・社会福祉の研究者と労働法の研究者との間で組織されなければならないという自覚が高まってきたように思われます。

もちろん労働法学者と申しても、私などは社会政策学会でも、一九五〇年頃からのメンバーで、怠け者ではありませんが、それでも何度か社会政策学会でも報告いたしています。労働法学者ということになっていくように社会政策学会へいくとお客さま扱いされるわけです。だから今日の集会でも労働法学者たる発起人としてのお話をする破目になるわけでしょう。じつは私だけではなくて、かなり多くの労働法学会のメンバーは、同時に、社会政策学会のメンバーでもあり、社会保障関係のものも書いています。

ともかくも社会政策にせよ労働経済というにせよ、また、労働市場論でも労使関係論をやるにしても、やはり権力側の労働政策批判——立法・法運営の批判が不可欠——を抜きにすることはできない。このように、学問的要請としても、関連領域におけるふ厚い研究者集団を基盤とする研究会を組織する必要性の自覚を私たちは共通にもったわけでありました。

(二) 労働運動の精神的危機

ところで、研究会発足の具体的な動機となりましたのは、近來の変動のなかで、労働運動の側が、労働者の生活利益を守ることにについて、必ずしもイニシアティブをとりきっていないということです。

たとえば週休二日制にしろ、労働組合はストライキをかけたことがない。しかしご承知のとおり週休二日制は国際的圧力があり、また企業の立場からも経済内在的要請があったりしまして、いま、大企業や労働省のほうが先にいつている。そろそろ、銀行が週休二日制をとりはじめるでしょう。その段階になって、労働組合が週休二日制を強調したところで追いつきません。何で三年なり五年なり前にストライキを打たなかったかと思うのです。定年制や老齢年金の問題にしろ、政府側から、定年制延長、老齢年金はスライド制にすべきである、などと先どりされてしまふ。こんな調子では、結局は全体として労働組合は体制側にもつていかれてしまふのではないか。労働組合が体制側つまり独占資本側のペースにのせられてきて

しまえば、市民運動にしてもむずかしくなる。

これはある意味では労働運動の精神的危機である。労働運動が意味をもつのは、資本主義社会の矛盾を、矛盾、矛盾と口ばかりでいっているのではなくて、自分たちの運動を展開してゆくなかで具体的に生活要求を実現していかななくてはいけない。運動として自分たちの利益・要求をすすめていくことが、同時に勤労諸階層の利益の実現に、そして社会の変革・発展に役立つという確信のもとで展望をもった運動をすすめていかななくてはならないわけです。ところが現実をみると、かえって体制側あるいは権力側の改良主義的立場にインシアティブをとられているといわねばなりません。どうしてもインシアティブを勤労大衆の側がとらなくては、真の社会の発展に連なってはきません。たしかに、政府は各種の審議会を設け、審議会はその道の「達人」たちをもって構成しています。大河内、有沢、有泉などの学者や今井一男さんなど学識ある人たちも少なくありません。そして審議会のほうが労働組合よりかえって進んだ答申を運動の展開よりも先んじて出しているともいえるのです。そのうえ社会保障が脚光を浴びてくると、いろいろなヒモのついたという悪ければ、経費の援助をうけた研究会というようなものもいっばいできるわけです。そういうムードというのは、私もこれはけっこうなことだと思えます。たしかに市民の生活意識の向上、人間の尊厳に対する自覚の向上というものが出てきたからこそ、そういう状況が生まれたことは否定しませんが、そういう風潮ないし社会情勢そのものはいいいことです。ファシズムのほうに向かって全体主義

的・軍国主義的な観念やイデオロギーをふりまわしていた時代を思えば、老齢年金とか児童手当が実現し、福祉社会をめざすような思想が権力側も拒否しがたい風潮となっていることは、いいことです。

いいことだが、ここでやはり重要な問題になるのは、革新政党・労働組合を軸として、市民運動をまきあげていくなかで改良政策のインシアティブをどのようになぎっていくか、ということではない。理論的にもそうだし、ポリシーにおいてもそうだし、それをやらないと、結局体制にもっていかれて資本の「理性の狡智」に踊らされてしまう。いまや迫力のある運動、自主性・創意性のある生き生きした運動を定着させねばならぬ。そのためには理論武装がじゅうぶんなさいてい、ということが、今日ほど必要なことはあるまい、というふうに私もは考えたわけであります。

（三） 社会保障研究会の立場

そういう研究会をやるとすると、アカデミックな「中立」の虚像をかかげていてよいものではあるまい。運動主体であり、社会保障の権利の主体に近づくべきである。だから春闘共闘なり社会保障推進協議会なり、つまり勤労諸階層の立場に自主的にたつて運動している諸団体との間に、自主的な連携がありうるというのは当然である、というふうに私もは考えているのであります。それでは研究会は具体的にどういう性格のもので何をや、研究会のメンバーは何々やるものか、とい

うことですが、これは必ずしもつめてはありませうし、これから皆で考えることであります。ただ現実のリアルな問題意識を持った人の集まりであり、しかもその共通の立場はいうなれば勤労者人民の立場であるといえましょう。勤労諸階層の立場にたつて、人間の尊厳の実現という社会保障の基本思想を実現しようとして集まっている人たち、そういう良心と識見をもつ研究者が集まって、自主的な研究をやり、討論を積み上げていくというなかで、理論水準も上がってくるだろうし、そのなかからポリシーも生まれてくるであろう、というわけであります。もとより議論は多様であってこそいいので、その多様な議論というものを、フランクにぶちまけていける場というものでなければならぬと思います。研究会の仲間集団のなかではもちろん学問・研究の厳格さ、職業人・専門家としての研究者モラル、というものがそこに確立していなければならぬ。しかしあくまでも寛容と、相互理解をふまえていきたいと私は考えています。

また、メンバーのなかには、あるいは政府の審議会などにも出る人もあるだろうと思います。ただ、基本的な立場は勤労者の立場にたつこの研究会に置くということであってほしいと思っています。審議会や何かにいって議論されて、孤軍奮闘なさることがあるかもしれない。そのときこそ、この場へ帰って、自分の思ったことをおおいに言って、伸び伸びと議論してほしいし、皆でおおらかに批判もしたり意見や勧告をのべたいものだと思います。この研究会を社会保障学会にもっていくかどうかという問題は、またいつか考えましょ

う。先のことです。とりあえず出発する。東京で研究会をはじめ、やがて関西とか名古屋とか、九州とかいうところで、徐々にいくということ、あまりあわてないようにしてやっていく。

ほんとうは、情勢上は、あわてなくてはいけないのでしよう。政府の審議会も答申を出していますし、これからも出すでしょう。政府・労働省・厚生省もそれぞれ何かをやりはじめています。しかし「急がば回れ」なので、むしろゆっくり腰を落ちつけてやっていく。出発はもうすでに一〇年間ぐらい遅れているんですから、これからは着実に一歩一歩前に出ていくこと、たえまなく進むこと、それが理論的にも実践的にも研究会が、したがって勤労者がイニシアティブをとる決め手ではないでしょう。社会保障がますます人気が出れば出るほど、皆さんは売れっ子でしょう。しかし、定位置べき場所をこの研究会においていただきたいというふうに考えております。

本日私の申したかったことはこういうことでございます(拍手)。